

令和7年度防府市低所得者支援及び定額減税補足給付金  
(不足額給付) 支給事務実施要綱

令和7年6月5日制定

(目的)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 防府市低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)(以下「調整給付金(不足額給付分)」という。)は、低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)(以下「調整給付金(当初給付分)」という。)の支給額に不足が生じる者等に対し、防府市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 調整給付金(不足額給付分)の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で防府市に住所を有する者(防府市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割(以下「個人住民税所得割」という。)が課される者等を含む。)とする。ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

一 イ及びロに掲げる額の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)がハに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

イ 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第1項の規定がないものとした

場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ)を差し引いた額  
ロ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者(いずれも国外に居住する者を除く。)の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額(地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。)を差し引いた額

ハ 調整給付金(当初給付分)の額(調整給付金(当初給付分)を辞退等した者にあつては、調整給付金(当初給付分)を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金(当初給付分)給付対象外であつた場合、零とする。)

二 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

三 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が零であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者

四 前三号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱(令和5年11月29日付け府地創第327号)に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 第1項第1号イに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。

3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。

一 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が零でない者

二 調整給付金(当初給付分)の給付対象者(控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。)

三 令和5年度の住民税非課税世帯への給付(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限り。)若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員  
(支給額)

第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、同号イ及びロに掲げる額の合計額(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)から同号ハに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号ロを、それぞれ零とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で防府市に住所を有する者(防府市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、同号ロを零とする。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で防府市に住所を有する者(防府市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)については、3万円とする。

3 前条第1項第4号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金(不足額給付分)の金額は、原則として、4万円から、所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金(当初給付分)の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金(不足額給付分)の額(いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。)を差し引いた額とする(1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。)

4 前条第1項第1号イ及びロに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金(不足額給付分)の金額の算定等の事務処理を進める日(以下「事務処理基

準日」という。)は、令和7年6月23日とする。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号イ及びロに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金(不足額給付分)の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第5条 調整給付金(不足額給付分)の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(支給の方式)

第6条 第3条第1項第1号に規定する者は、別紙様式第1号の1の確認書(以下「確認書(不足額給付Ⅰ)」という。)を提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で防府市に住所を有する者(防府市の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。)で、防府市から調整給付金(当初給付分)を受給していない者の内、防府市が転入前市区町村に対して調整給付金(不足額給付分)の支給に必要な情報を照会したにもかかわらず不明なものについては、別紙様式第2号の申請書を提出するものとし、防府市は、当該者から申請書の提出があったときは、当該者に確認書を送付し、当該者は確認書を提出するものとする。

2 第3条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する者は、別紙様式第1号の2の確認書(以下「確認書(不足額給付Ⅱ)」という。)を提出するものとする。ただし、令和7年1月1日時点で防府市に住所を有する者で、防府市から調整給付金(当初給付分)を受給していない者の内、防府市が転入前市区町村に対して調整給付金(不足額給付分)の支給に必要な情報を照会したにもかかわらず不明なもの及び第4号に規定する者の内、調整給付金(不足額給付分)の支給に必要な情報が不明なものについては、別記様式第3号の申請書を提出するものとする。

3 確認書(不足額給付Ⅰ)及び確認書(不足額給付Ⅱ)並びに申請書(以下「確認書等」という。)の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書等の提出者(以下「提出者」という。)が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又第2号に掲げる方式による

支給が困難であると防府市が認める場合に限り行う。

一 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により防府市に提出し、防府市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二 窓口方式 提出者が確認書等を防府市の窓口に出し、防府市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

三 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は防府市の窓口において防府市に提出し、防府市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

四 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は防府市の窓口において防府市に提出し、防府市が現金書留等により現金を送付する方式

4 提出者は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

5 防府市は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から別紙様式第4号の確認書送付先変更届（以下「変更届」という。）の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

第6条の2 防府市は、前条の規定にかかわらず、調整給付金（当初給付分）を支給した者、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の特定公的給付に係る公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3条に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、別紙様式第5号の1及び第5号の2の支給のお知らせにより調整給付金（不足額給付分）の支給の申込みを行うことができる。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、別紙様式第6号の届出書による受給の辞退又は別紙様式第7号の届出書による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 防府市長は、令和7年9月3日までに前項の届出等がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金（不足額給付分）を支給することができる。

（代理による確認書等の提出・受給）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則とし

て次の各号に掲げる者に限る。

一 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

二 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で防府市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。また、この場合、防府市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 防府市は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、防府市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書提出等の提出の期限）

第8条 確認書等の提出受付開始日は、令和7年8月15日とする。

2 確認書の提出期限は、令和7年10月31日とする。また、申請書及び変更届の提出期限は、令和7年9月30日とする。

（支給の決定）

第9条 防府市長は、第6条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等）

第10条 防府市長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書等の提出の方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書等の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 防府市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金（不足額給付分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 防府市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、防府市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正

が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 防府市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付分）の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付分）の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金（不足額給付分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、防府市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月5日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日をもって効力を失う。ただし、同日までに支給がなされた調整給付金（不足額給付分）については、同日以後も、その効力を有するものとする。

氏名 様 令和〇年〇月〇日  
現住所 防府市長 池田 豊

## 不足額給付支給確認書

不足額給付とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）<sup>注</sup>の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和7年10月31日（金）まで（※消印有効）に、この確認書と本人確認書類等を返送してください。**

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を市が受理した日から2週間後
支給額	〇〇万円

### （1）不足額給付支給額及び算出式

本来給付すべき額			
令和6年分所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)	給付すべき額 (④) (左記③を1万円単位に切上げ)
<input type="text"/> 円	+ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円	➡ <input type="text"/> 万円
<small>注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。</small>			
支給額	令和6年度に 調整給付として支給した額		不足額給付支給額
<input type="text"/>	- <input type="text"/> 万円		= <input type="text"/> 万円
<small>注）調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。</small>			

※支給額に影響する相違がある場合には、防府市調整給付金室（☎0835-25-2981）へお問い合わせください。

※上記の返送期限までに返送がない場合及び返送した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、**市は本給付金の支給を辞退したとみなします。**

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレをご記入ください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

【誓約・同意事項】 意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

■記載内容に異議ありません。

■令和5年所得について未申告の方

令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。

■令和6年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給している場合、

受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税⇒課税）はありません。

※修正（非課税⇒課税）があった場合は、防府市調整給付金室（☎0835-25-2981）にご連絡ください。

本人確認欄（代理人が確認する場合は、下記及び右記の「代理人」欄にも記入してください。）

上記【誓約・同意事項】について確認し、誓約・同意します。

※氏名（受給者本人の氏名）、確認日（記入日）、日中連絡可能な電話番号を記入してください。

氏名		確認日	令和	年	月	日	日中連絡可能な 電話番号
----	--	-----	----	---	---	---	-----------------

# 裏面もご確認ください

## 本人確認書類・受取口座確認書類を貼り付けてください

### 1 口座情報記載等

口座情報を記入してください。

（通帳等の写しを裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右端めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 2.金庫 3.信託 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 ※桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	通帳番号 ※右端めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに 記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0		

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、防府市調整給付金室（☎0835-25-2981）までお問い合わせください。

代理人が確認・請求及び受給する場合は、下記の「代理人」欄に記入してください。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
				明治・大正・昭和・平成 年 月 日
上記の者を代理人と認め、 給付金の確認・請求及び受給を委任します。			本人氏名	署名

### 提出書類

『不足額給付支給確認書』（本書類）

※ 必要事項をご記入ください。

振込先口座（表面右上部）

氏名、確認日、日中連絡可能な電話番号（一枚目表面左下）

『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

※ 確認者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、パスポート等の写し（コピー））を裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（法定代理人が代理人として受給する場合）本人との関係が分かる書類

①戸籍謄本 ②登記事項証明書 ③裁判所が決定した旨が確認できる書類のいずれか1点

※同一世帯の方が代理人の場合は不要です。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

（記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

# 同封が必要な書類

## 1 必ず同封するもの

### ① 本人確認書類の写し

下記のいずれか1つの写し（「氏名」、「生年月日」、「住所」が記載されたもの）を必ず同封してください。



運転免許証  
(有効期限内のもの)



健康保険証  
(被扶養者の方は、ご自身が記載されたもの)

氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類  
(例) ・マイナンバーカード (表面のみ) ・介護保険被保険者証  
・住民基本台帳カード ・身体障害者手帳  
・パスポート ・精神障害者保健福祉手帳  
・在留カード ・療育手帳  
・後期高齢者医療被保険者証 ・特別永住者証明書

※本人確認書類をお送りいただく際のご注意

住所変更がある場合は、裏面や現住所が記載されたページの写しが必要です。

「個人番号」や「臓器提供意思」の欄がある場合は、無地の紙等で覆い隠してコピーしてください。

### ② 通帳やキャッシュカードの写し

下記のいずれか1つの写しを必ず同封してください。



通帳



キャッシュカード

必ず金融機関名、支店名(支店コード)、預金種別、口座番号、口座名義の全て(カタカナ)が確認できる面をコピーしてください。

※銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ全面の写しを同封してください。

## 2 「代理人」欄 に記入したとき

以下の書類の写しを追加で同封してください。

(1) 代理人の本人確認書類

(2) 本人との関係が分かる書類

※同一世帯の方が代理人の場合は、(2)の提出は不要です。

「(2) 本人との関係が分かる書類」一覧(法定代理人の場合)

①戸籍謄本 ②登記事項証明書 ③裁判所が決定した旨が確認できる書類のいずれか1点。

代理人の本人確認書類について

弁護士、司法書士等や法人が成年後見人等として職務上の法定代理人となっている場合には、以下の点にご注意ください。

「代理人の本人確認書類」の写しは、住所・氏名(法人の場合は法人登記簿に記載された代表者の住所・氏名)が「本人との関係が分かる書類」の記載と一致しているものを同封してください。(弁護士会会員証など)。

※その他の代理人となれる方の範囲及び必要な添付書類は、市ホームページをご確認いただくか、防府市調整給付金室(☎0835-25-2981)へお問い合わせください。

## 本人確認書類等貼付用紙

### 本人(代理人)確認書類①②の写し 貼り付け

#### ①本人確認書類の写し

(成年後見人等が選任されている場合は、本人確認書類(成年後見人等分の写しを貼り付け、登記事項証明書の写しを添付してください。)

#### ②代理人の本人確認書類の写し

(本人が確認または、受給をされる場合は、不要です。)

例) 運転免許証, マイナンバーカード, 健康保険証, 年金手帳, 旅券, 在留カード, 特別永住者証明書等

※代理人が確認または、受給をされる場合は、

本人と代理人両方の本人確認書類を添付してください。

### 受取口座確認書類③の写し 貼り付け

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

#### ③通帳かキャッシュカードの写し(コピーを明瞭に)

※振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)がはっきりと分かるもの。

※代理人受給でない場合は、本人名義の口座に限ります。

※代理人受給の場合には、代理人本人の口座名義のものを添付してください。

氏名  様  
 現住所

令和〇年〇月〇日

防府市長 池田 豊

## 不足額給付支給確認書

令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分<sup>※</sup>の非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない方であって、下記の条件に当てはまる方へ原則、給付金4万円を支給します。

- ・青色事業専従者または事業専従者の方
- ・合計所得金額が48万円超である方

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和7年10月31日（金）まで（※消印有効）に、この確認書と本人確認書類等を返送してください。**

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を市が受理した日から2週間後
支給額	〇〇万円

## （1）不足額給付支給額及び算出式

本来給付すべき額			
令和6年分所得税分の 控除不足額（①）	令和6年度分住民税所得割分の 控除不足額（②）	控除不足額計（③） （①＋②）	給付すべき額（④） （左記③を1万円単位に切上げ）
<input type="text"/> 円	+ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円	➡ <input type="text"/> 万円
注）「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
支給額			
給付すべき額（④）		令和6年度に 調整給付として支給した額	不足額給付支給額
<input type="text"/> 万円		- <input type="text"/> 万円	= <input type="text"/> 万円
注）調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合は、「支給所要額」を記載しています。			

※支給額に影響する相違がある場合には、防府市調整給付金室（☎0835-25-2981）へお問い合わせください。

※上記の返送期限までに返送がない場合及び返送した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、**市は本給付金の支給を辞退したとみなします。**

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレをご記入ください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

【誓約・同意事項】 意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

■下記の支給要件のいずれかに該当します。

【支給要件】

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超え定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない。
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない。

■原則として4万円が支給されます。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

本人確認欄（代理人が確認する場合は、下記及び右記の「代理人」欄にも記入してください。）

上記【誓約・同意事項】について確認し、誓約・同意します。

※氏名（受給者本人の氏名）、確認日（記入日）、日中連絡可能な電話番号を記入してください。

氏名		確認日	令和	年	月	日	日中連絡可能な 電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	-----------------	--

裏面もご確認ください

本人確認書類・受取口座確認書類を貼り付けてください

## 1 口座情報記載等

口座情報を記入してください。

（通帳等の写しを裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右端までお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.信託 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳	通帳番号 ※右端までご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左またはキャッシュカードに 記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0		

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、防府市調整給付金室（☎0835-25-2981）までお問い合わせください。

代理人が確認・請求及び受給する場合は、下記の「代理人」欄に記入してください。

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名			
		明治・大正・昭和・平成	年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、 給付金の確認・請求及び受給を委任します。			本人氏名	署名

## 提出書類

『不足額給付支給確認書』（本書類）

※ 必要事項をご記入ください。

振込先口座（表面右上部）

氏名、確認日、日中連絡可能な電話番号（一枚目表面左下）

『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』

※ 確認者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証、パスポート等の写し（コピー））を裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（法定代理人が代理人として受給する場合）本人との関係が分かる書類

①戸籍謄本 ②登記事項証明書 ③裁判所が決定した旨が確認できる書類のいずれか1点  
※同一世帯の方が代理人の場合は不要です。

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

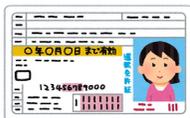
（記入漏れ・チェック漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

# 同封が必要な書類

## 1 必ず同封するもの

### ① 本人確認書類の写し

下記のいずれか1つの写し（「氏名」、「生年月日」、「住所」が記載されたもの）を必ず同封してください。



運転免許証  
(有効期限内のもの)



健康保険証  
(被扶養者の方は、ご自身が記載されたもの)

氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類  
(例) ・マイナンバーカード (表面のみ) ・介護保険被保険者証  
・住民基本台帳カード ・身体障害者手帳  
・パスポート ・精神障害者保健福祉手帳  
・在留カード ・療育手帳  
・後期高齢者医療被保険者証 ・特別永住者証明書

※本人確認書類をお送りいただく際のご注意

住所変更がある場合は、裏面や現住所が記載されたページの写しが必要です。

「個人番号」や「臓器提供意思」の欄がある場合は、無地の紙等で覆い隠してコピーしてください。

### ② 通帳やキャッシュカードの写し

下記のいずれか1つの写しを必ず同封してください。



通帳



キャッシュカード

必ず金融機関名、支店名（支店コード）、預金種別、口座番号、口座名義の全て（カタカナ）が確認できる面をコピーしてください。

※銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ全体の写しを同封してください。

## 2 「代理人」欄 に記入したとき

以下の書類の写しを追加で同封してください。

(1) 代理人の本人確認書類

(2) 本人との関係が分かる書類

※同一世帯の方が代理人の場合は、(2)の提出は不要です。

「(2) 本人との関係が分かる書類」一覧（法定代理人の場合）

①戸籍謄本 ②登記事項証明書 ③裁判所が決定した旨が確認できる書類のいずれか1点。

代理人の本人確認書類について

弁護士、司法書士等や法人が成年後見人等として職務上の法定代理人となっている場合には、以下の点にご注意ください。

「代理人の本人確認書類」の写しは、住所・氏名（法人の場合は法人登記簿に記載された代表者の住所・氏名）が「本人との関係が分かる書類」の記載と一致しているものを同封してください。（弁護士协会会员証など）。

※その他の代理人となれる方の範囲及び必要な添付書類は、市ホームページをご確認いただくか、防府市調整給付金室（☎0835-25-2981）へお問い合わせください。

## 本人確認書類等貼付用紙

### 本人（代理人）確認書類①②の写し 貼り付け

#### ①本人確認書類の写し

（成年後見人等が選任されている場合は、本人確認書類（成年後見人等分の写しを貼り付け、登記事項証明書の写しを添付してください。）

#### ②代理人の本人確認書類の写し

（本人が確認または、受給をされる場合は、不要です。）

例) 運転免許証, マイナンバーカード, 健康保険証, 年金手帳, 旅券, 在留カード, 特別永住者証明書等

※代理人が確認または、受給をされる場合は、

本人と代理人両方の本人確認書類を添付してください。

### 受取口座確認書類③の写し 貼り付け

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

#### ③通帳かキャッシュカードの写し（コピーを明瞭に）

※振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がはっきりと分かるもの。

※代理人受給でない場合は、本人名義の口座に限ります。

※代理人受給の場合には、代理人本人の口座名義のものを添付してください。

## 不足額給付支給申請書

不足額給付とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
防府市長 様



※本様式を提出いただいた場合、防府市において支給要件に該当するか審査の上で、  
記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

## 【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から防府市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
  - ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
  - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方) など

## 【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い防府市において算定した支給額が支給されます。防府市における算定の結果、0円となった場合には不足額給付は支給されません。

## 【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

- I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数<sup>※1</sup> - 令和6年分所得税額  
※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数<sup>※2</sup> - 令和6年度分個人住民税所得割額  
※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)
- III 調整給付金(当初給付分)の額

- ② 不足額給付の支給要件の該当性等を審査等するため、防府市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

## 1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )

## 【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、 不足額給付支給申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

提出書類

『不足額給付支給申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- 誓約・同意事項(表面中段)
- 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- 署名(裏面下部)

『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』

※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

↓  
受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、  
令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』

『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

## 本人確認書類等貼付用紙

### 本人(代理人)確認書類①②の写し 貼り付け

①本人確認書類の写し

(成年後見人等が選任されている場合は、本人確認書類(成年後見人等分)の写しを貼り付け、登記事項証明書の写しを添付してください。)

② 代理人の本人確認書類の写し

(本人が確認または、受給をされる場合は、不要です。)

例) 運転免許証, マイナンバーカード, 健康保険証,  
年金手帳, 旅券, 在留カード, 特別永住者証明書等

※代理人が確認または、受給をされる場合は、  
本人と代理人両方の本人確認書類を添付してください。

## 不足額給付支給申請書

不足額給付とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに對し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
防府市長 様

市区町村  
受付印

※本様式を提出いただいた場合、防府市において支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

## 【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
  - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
  - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円**が支給されます。防府市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には不足額給付は支給されません。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

## 【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

以下のいずれにも該当しません。

- ② 令和6年度に実施された定額減税の対象であった  
令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した  
令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人または扶養親族等分として受給した
- ③ 不足額給付の支給要件の該当性等を審査等するため、防府市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

## 1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )

## 【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男 ・ 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、不足額給付支給申請書の提出を委任します。				本人氏名	署名

裏面も必ずご確認ください

提出書類

『不足額給付支給申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- 誓約・同意事項(表面中段)
- 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- 署名(裏面下部)

『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

※ 青色事業専従者または事業専従者の方のみをご用意ください。

『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『住民票の写し』

『世帯員全員の令和5年度及び令和6年度個人住民税の課税証明書の写し(コピー)』

これら3つの書類は、令和6年に防府市に転入された方のみをご用意ください。

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。  
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

## 本人確認書類等貼付用紙

### 本人(代理人)確認書類①②の写し 貼り付け

①本人確認書類の写し

(成年後見人等が選任されている場合は、本人確認書類(成年後見人等分)の写しを貼り付け、登記事項証明書の写しを添付してください。)

②代理人の本人確認書類の写し

(本人が確認または、受給をされる場合は、不要です。)

例) 運転免許証, マイナンバーカード, 健康保険証,  
年金手帳, 旅券, 在留カード, 特別永住者証明書等

※代理人が確認または、受給をされる場合は、  
本人と代理人両方の本人確認書類を添付してください。

**不足額給付支給確認書 送付先変更届**  
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

不足額給付とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

支給市区町村  
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

防府市長 様

市区町村  
受付印

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。  
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、防府市において給付要件に該当するか審査の上で、  
記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

変更後の送付先を記入してください。

(フリガナ) 氏名	本人との 関係	生年月日	現住所
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 - 日中に連絡可能な電話番号 ( )

代理人が変更届を提出する場合は、下記の「代理人」欄に記入してください。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 - 日中に連絡可能な電話番号 ( ) 署名
上記の者を代理人と認め、 不足額給付支給確認書送付先変更届の提出を委任します。			本人氏名	

**提出書類**

- 『調整給付金(不足額給付分) 支給確認書 送付先変更届』  
※ 必要事項をご記入ください。  
 変更後の送付先(本様式上部)  
 署名(本様式下部)
- 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』  
※ 確認者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー))を裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- (法定代理人が代理人として受給する場合)本人との関係が分かる書類  
①戸籍謄本 ②登記事項証明書 ③裁判所が決定した旨が確認できる書類のいずれか1点  
※同一世帯の方が代理人の場合は不要です。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日

提出者氏名

# 本人確認書類等貼付用紙

## 本人（代理人）確認書類①②の写し 貼り付け

### ①本人確認書類の写し

（成年後見人等が選任されている場合は、本人確認書類（成年後見人等分）の写しを貼り付け、登記事項証明書の写しを添付してください。）

### ② 代理人の本人確認書類の写し

（本人が確認または、受給をされる場合は、不要です。）

例) 運転免許証, マイナンバーカード, 健康保険証,  
年金手帳, 旅券, 在留カード, 特別永住者証明書等

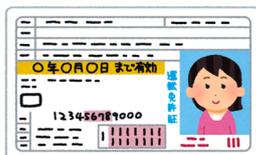
※代理人による場合は、

本人と代理人両方の本人確認書類を添付してください。

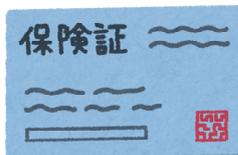
## 1 必ず同封するもの

### ① 本人確認書類の写し

下記のいずれか1つの写し（「氏名」、「生年月日」、「住所」が記載されたもの）を必ず同封してください。



運転免許証  
(有効期限内のもの)



健康保険証  
(被扶養者の方は、ご自身が記載されたもの)

氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類

- (例)
- |                  |              |
|------------------|--------------|
| ・マイナンバーカード（表面のみ） | ・介護保険被保険者証   |
| ・住民基本台帳カード       | ・身体障害者手帳     |
| ・パスポート           | ・精神障害者保健福祉手帳 |
| ・在留カード           | ・療育手帳        |
| ・後期高齢者医療被保険者証    | ・特別永住者証明書    |

※本人確認書類をお送りいただく際のご注意

住所変更がある場合は、裏面や現住所が記載されたページの写しが必要です。

「個人番号」や「臓器提供意思」の欄がある場合は、無地の紙等で覆い隠してコピーしてください。

## 2 「代理人」欄 に記入したとき

以下の書類の写しを追加で同封してください。

(1) 代理人の本人確認書類

(2) 本人との関係が分かる書類

※同一世帯の方が代理人の場合は、(2)の提出は不要です。

「(2) 本人との関係が分かる書類」一覧（法定代理人の場合）

①戸籍謄本 ②登記事項証明書 ③裁判所が決定した旨が確認できる書類のいずれか1点。

代理人の本人確認書類について

弁護士、司法書士等や法人が成年後見人等として職務上の法定代理人となっている場合には、以下の点にご注意ください。

「代理人の本人確認書類」の写しは、住所・氏名（法人の場合は法人登記簿に記載された代表者の住所・氏名）が「本人との関係が分かる書類」の記載と一致しているものを同封してください。（弁護士会会員証など）。

※その他の代理人となれる方の範囲及び必要な添付書類は、市ホームページをご確認いただくか、

防府市調整給付金室（☎0835-25-2981）へお問い合わせください。

氏名 (プレプリント) 様  
現住所 (プレプリント)

発行日 令和〇年〇月〇日

防府市長 池田 豊

## 不足額給付支給のお知らせ

不足額給付とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）<sup>注</sup>の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

**本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。**

支給方法	口座振込
支給日	令和7年9月10日（水）
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000（口座名義）
支給額	〇〇万円

## 不足額給付支給額及び算出式

本来給付すべき額			
令和6年分所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)	給付すべき額 (④) (左記③を1万円単位に切上げ)
<input type="text"/> 円	+ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円	➡ <input type="text"/> 万円
注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
支給額			
給付すべき額 (④)	令和6年度に 調整給付として支給した額	不足額給付支給額	
<input type="text"/> 万円	- <input type="text"/> 万円	= <input type="text"/> 万円	
注) 調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。			

**下記の1～3のいずれかに該当する場合は、令和7年8月29日（金）までに下記お問合せ先までご連絡ください。** 1・2に該当する場合は、必要書類を送付いたします。

なお、振込口座を変更する場合は、**令和7年9月1日（月）※消印有効**までに返信してください。期限を過ぎた場合は、上記の支給日が変更になりますのでご了承ください。

**ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。**

- 1 本給付金を受給しない場合
- 2 振込口座を変更する場合
- 3 支給額に影響する相違がある場合

お問合せ先  
〒747-8501  
山口県防府市寿町7番1号  
防府市調整給付金室  
電話 (0835) 25-2981

氏名 (プレプリント) 様  
現住所 (プレプリント)

発行日 令和〇年〇月〇日

防府市長 池田 豊

## 不足額給付支給のお知らせ

令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない方であって、下記の条件に当てはまる方へ原則、給付金4万円を支給します。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

- ・青色事業専従者または事業専従者の方
- ・合計所得金額が48万円超である方

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

**本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。**

支給方法	口座振込
支給日	令和7年9月10日（水）
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000（口座名義）
支給額	〇〇万円

## 不足額給付支給額及び算出式

本来給付すべき額			
令和6年分所得税分の 控除不足額 (①)	令和6年度分住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額計 (③) (①+②)	給付すべき額 (④) (左記③を1万円単位に切上げ)
<input type="text"/> 円	+ <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 円	➡ <input type="text"/> 万円
注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			
支給額			
給付すべき額 (④)	令和6年度に 調整給付として支給した額	不足額給付支給額	
<input type="text"/> 万円	- <input type="text"/> 万円	=	<input type="text"/> 万円
注) 調整給付金（当初給付分）の受給辞退があった場合等は、「支給所要額」を記載しています。			

**下記の1～3のいずれかに該当する場合は、令和7年8月29日（金）までに下記お問合せ先までご連絡ください。** 1・2に該当する場合は、必要書類を送付いたします。

なお、振込口座を変更する場合は、**令和7年9月1日（月）※消印有効**までに返信してください。期限を過ぎた場合は、上記の支給日が変更になりますのでご了承ください。

**ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。**

- 1 本給付金を受給しない場合
- 2 振込口座を変更する場合
- 3 支給額に影響する相違がある場合

お問合せ先  
〒747-8501  
山口県防府市寿町7番1号  
防府市調整給付金室  
電話 (0835) 25-2981

## 不足額給付受給辞退の届出書

防府市長 様

市区町村  
受付印

- 私は、「調整給付金(不足額給付分)」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
- 本届出により、「調整給付金(不足額給付分)」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

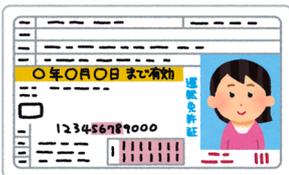
届出者連絡先

( )

### 本人確認書類の写し 貼り付け

#### ① 本人確認書類の写し

下記のいずれか1つの写し(「氏名」、「生年月日」、「住所」が記載されたもの)を必ず貼り付けてください。



運転免許証

(有効期限内のもの)



健康保険証

(被扶養者の方は、ご自身が記載されたもの)

氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類

- (例)
- マイナンバーカード(表面のみ)
  - 住民基本台帳カード
  - パスポート
  - 在留カード
  - 後期高齢者医療被保険者証
  - 介護保険被保険者証
  - 身体障害者手帳
  - 精神障害者保健福祉手帳
  - 療育手帳
  - 特別永住者証明書

※本人確認書類をお送りいただく際のご注意

住所変更がある場合は、裏面や現住所が記載されたページの写しが必要です。

「個人番号」や「臓器提供意思」の欄がある場合は、無地の紙等で覆い隠してコピーしてください。

## 不足額給付支給口座登録等の届出書

防府市長 様

市区町村  
受付印

1. 私は、下欄の事項に誓約・同意の上、「調整給付金(不足額給付分)」の支給を希望する口座情報を、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ( )

## 2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者本人名義の口座に限る。)

※振込先金融機関口座確認書類を裏面に添付してください。(下欄を確認してください)

## 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 1普通 2当座		
	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 ( 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい *)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに 記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0		

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

## 【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年10月31日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に調整給付金が支給されないことに同意します。

## 提出書類

 『調整給付金(不足額給付分)口座登録等の届出書』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

- 振込先口座(受取口座記入欄)  
 誓約・同意事項(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 確認者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー))を裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

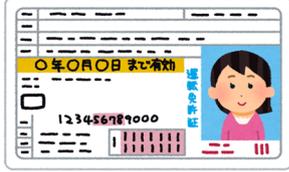
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

# 本人確認書類等貼付用紙

## 本人確認書類の写し 貼り付け

### ① 本人確認書類の写し

下記のいずれか1つの写し（「氏名」、「生年月日」、「住所」が記載されたもの）を必ず貼り付けてください。



運転免許証  
(有効期限内のもの)



健康保険証  
(被扶養者の方は、ご自身が記載されたもの)

氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類

- (例)
- ・マイナンバーカード（表面のみ）
  - ・住民基本台帳カード
  - ・パスポート
  - ・在留カード
  - ・後期高齢者医療被保険者証
  - ・介護保険被保険者証
  - ・身体障害者手帳
  - ・精神障害者保健福祉手帳
  - ・療育手帳
  - ・特別永住者証明書

※本人確認書類をお送りいただく際のご注意

住所変更がある場合は、裏面や現住所が記載されたページの写しが必要です。

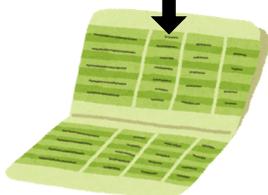
「個人番号」や「臓器提供意思」の欄がある場合は、無地の紙等で覆い隠してコピーしてください。

## 受取口座確認書類の写し 貼り付け

### ② 通帳やキャッシュカードの写し

下記のいずれか1つの写しを必ず貼り付けてください。

必ず金融機関名、支店名（支店コード）、預金種別、口座番号、口座名義の全て（カタカナ）が確認できる面をコピーしてください。



通帳



キャッシュカード

※銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ全面の写しを同封してください。